



新座市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

新座市長 並 木 傑



新座市規則第 4 号

新座市事務分掌規則の一部を改正する規則

新座市事務分掌規則（平成 29 年新座市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌)</p> <p>第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 [略]</p> <p>総務部 [略]</p> <p>財政部</p> <p>財政課 [略]</p> <p>管財契約課 [略]</p> <p>課税課 [略]</p> <p>納税課</p> <p>管理係 [略]</p> <p>徴収第 1 係</p> <p>(1) 市税及び国民健康保険税並びに延滞金（以下「市税等」という。）の徴収に関すること。</p> <p>(2)~(4) [略]</p> <p>徴収第 2 係 [略]</p> <p>特別滞納整理係</p> <p>(1) <u>市税等</u>の徴収に関すること。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 [略]</p> <p>総務部 [略]</p> <p>財政部</p> <p>財政課 [略]</p> <p>管財契約課 [略]</p> <p>課税課 [略]</p> <p>納税課</p> <p>管理係 [略]</p> <p>徴収第 1 係</p> <p>(1) 市税及び国民健康保険税並びに延滞金（<u>高額滞納等に係るものを除く。</u>以下「市税等」という。）の徴収に関すること。</p> <p>(2)~(4) [略]</p> <p>徴収第 2 係 [略]</p> <p>特別滞納整理係</p> <p>(1) 市税及び国民健康保険税並びに延滞金（<u>高額滞納等に係るものに限る。</u>以下「<u>高額滞納市税等</u>」という。）の徴収に関すること。</p>

(2) 市税等の催告に関すること。

(3) 市税等の滞納処分の執行及び執行停止に関すること。

(4) 市税等の徴収及び換価の猶予に関すること。

(5)～(11) [略]

市民生活部

産業振興課 [略]

市民課 [略]

環境課

環境保全係

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

生活環境係 [略]

地域活動推進課 [略]

総合福祉部

福祉政策課

福祉政策係

(1)～(13) [略]

(14) 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。

(15) [略]

生活支援課 [略]

障がい者福祉課 [略]

こども未来部 [略]

いきいき健康部 [略]

まちづくり未来部 [略]

インフラ整備部 [略]

危機管理室 [略]

2 [略]

(2) 高額滞納市税等の催告に関すること。

(3) 高額滞納市税等の滞納処分の執行及び執行停止に関すること。

(4) 高額滞納市税等の徴収及び換価の猶予に関すること。

(5)～(11) [略]

市民生活部

産業振興課 [略]

市民課 [略]

環境課

環境保全係

(1)～(3) [略]

(4) 土砂等の堆積の規制に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

生活環境係 [略]

地域活動推進課 [略]

総合福祉部

福祉政策課

福祉政策係

(1)～(13) [略]

(14) [略]

生活支援課 [略]

障がい者福祉課 [略]

こども未来部 [略]

いきいき健康部 [略]

まちづくり未来部 [略]

インフラ整備部 [略]

危機管理室 [略]

2 [略]

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。